

令和元年度第4回社会教育委員会議抄録

日 時： 令和元年10月17日（木） 13時30分～15時30分

場 所： 西宮市役所東館 8階 教育委員会分室

〔出席委員〕

中 村 哲 哉	根 岸 直 代
川 本 輝 子	田 中 理
森 郁 子	伊 藤 篤
佐 藤 智 子	立 田 慶 裕

〔行政出席者〕

坂田 教育次長	上田 社会教育部長
佐々木 学校教育部長	中島 社会教育課長
中尾 放課後事業課長	合田 文化財課長
井上 人権教育推進課長	石井 地域学習推進課長
北 中央図書館長	中西 北口図書館長
牧山 青少年育成課長	藤綱 生涯学習推進課長
坂井 社会教育課係長	酒井 社会教育課係長
小笠原 社会教育課係長	石塚 社会教育課主事
村尾 社会教育課嘱託職員	

署名委員

_____ ㊟

_____ ㊟

令和元年度 第4回社会教育委員会議抄録

- 議長 定刻になりましたので、ただ今より令和元年度第4回社会教育委員会議を開会させていただきます。
- 本日の出席者は8名です。
- 議長 本日の傍聴はありますか。
- 事務局 ございません。
- 議長 それでは議事の次第に従いまして、協議に移ります。
- 議事項第1号「テーマについて審議」です。
- 前回、答申書(案)の「はじめに」～「第2章」についてご意見をいただきました。その後、先生方や事務局で調整しましたものを、事前にお送りしております。「第3章」の原稿、及び「第4章」の枠組みについては、本日配布をさせていただきます。
- 副議長 では「はじめに」について、副議長より補足説明がありましたらお願いいたします。
- このテーマのポイントは、この項目にありますように、1つ目に「人生100年時代」を見据えた社会教育の役割との方策、2つ目に学校教育における新学習指導要領の目的と目標に沿った「社会に開かれた教育課程」の推進において、学校教育と社会教育の連携・協働の方策は何か、3つ目は「社会の持続的発展のための学び」です。2つ目について、教育委員会より、特にシチズンシップや社会性の育成について書いていただきたいということで、学習指導要領に沿いながら人間性の涵養や社会に開かれた教育課程を入れていきました。このテーマの中では、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を強調していくことが重要なポイントになります。1つ目で政府の施策とあって且つ、市民の参加ということにつながっていきます。3つ目では環境問題を含めて個人の学びと社会の持続的学びということを重点に置きました。
- 議長 ありがとうございます。では、ご意見などがございましたらお願いいたします。
- 委員 「はじめに」の最初のところで、②の学校教育におけるところですが、資質能力育成のため学校教育と社会教育の連携・協働と書かれている中で、「家庭教育」を入れていただくのは難しいでしょうか。
- 副議長 私も「家庭教育」を入れていきたいと思いますが、「諮問書」には「家庭教育」は入っていたのでしょうか。
- 事務局 諮問書には入っておりません。
- 副議長 諮問の文章をそのまま引っ張ってきているので、「家庭教育」をどう取り扱うのかは微妙ですね。
- 事務局 2ページの2行目のところで、ご意見を踏まえて「家庭教育」の言葉を入れております。
- 副議長 改正された教育基本法では、家庭教育の支援は非常に謳われているのですが、昨年「家庭教育支援法」の案が上がってきて、それについては議論が2つに分かれた経緯があります。片方は「家庭教育は大事だ」という意見があるのですが、片方では修正の中で「家庭教育の自主性を尊重する」ということが、最初に教育基本法には書かれてあったのですが、「家庭教育支援法」では「家庭教育の自主性を尊重する」という言葉が削除されてしまい、非常に大きな問題となりました。私自身は、もっと家庭教育を支援していく必要があると考えているのですが、それが親の自主性や個人の子供を育てる権利や自由を阻害するという問題が出てくるのではないかと、強制的な意見があります。私は、いかに家庭の自由や権利を保障しながら家庭教育を支援していく可能性はあるというふうに考えています。
- 委員 「家庭教育の連携」というものは必要だと思います。諮問がその言葉であるならば

理解いたしました。

事務局 正式には、「学校と社会が共有し」という言い方で、「教育」という言葉は付いておりません。「新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという理念を学校と社会が共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を子供たちにはぐくむ社会に開かれた教育課程を推進することが重要であると示されました」というところを引用した部分になります。

副議長 その場合の「社会に開かれた」は、「家庭教育」も含めた形になるのですか。
事務局 含めた意味合いになります。
議長 ありがとうございました。
副議長 その他、2ページ目の4行目の「協調」は、「強調」ではないでしょうか。
議長 そうですね。
副議長 他にございませんでしょうか。
委員 では、引き続き、「第1章」に移ります。本日、この部分を担当いただきました委員がご欠席ですが、ご意見などがありましたらお願いいたします。

事務局 4ページの下から11行目で、「新たな社会像を実現するためには、地域の運営において」のところで鍵括弧をつけてはと思いました。また、5ページの下から2行目で、「社会づくり」「まちづくり」をも実践している、とあるのを、実践しているとしてみては、いかがでしょうか。更に、6ページの1行目で「期待は大きいです」を「期待は大きい」でよいのではないのでしょうか。

議長 「社会づくり」「まちづくり」をものところは、恐らく「宮水学園」の調査などをさせていただいた結果などを踏まえて書いていただいていると思いますが、事務局で確認したいと思います。

委員 4ページの箇所についても、確認をお願いしたいと思います。
事務局 本日ご欠席の委員より、ご意見をいただいております。
議長 「5ページ2(2)で、箇条書きの部分をナンバリングしてみてもどうでしょうか。」というご意見と、「その箇条書きの中のよいこととして、『宮水学園』を最初に挙げてみてはいかがでしょう。」というご意見をいただいております。

委員 ありがとうございます。ナンバリングと順番を変えるということですね。皆様よろしいでしょうか。
議長 (了承)
委員 では、次に「第2章」について、副議長が書いてくださったので、補足説明がございましたらお願いいたします。

副議長 読んでいただいて、専門語の説明をあまり入れていないのですが、これは入れた方がよいことがありましたらお願いします。
委員 7ページ中ほどの「市民的コンピテンス」が難しいようでしたら「市民的な力」と表現してもよいと思いますがいかがでしょうか。
副議長 その方が分かりやすいです。
委員 「リテラシー」は分かりにくいでしょうか。
委員 「はじめに」のところで「読解力」とあるので、よいのではないのでしょうか。

委員 7ページの4行目で「つながりを作り」、「きっかけをつくり」と、漢字表記とひらがな表記があります。また、改行のときに半角スペースや全角スペースが混在しています。引用の表記も、7ページの「マーシャル」はカタカナですが、8ページの引用は外国語になっています。
副議長 「つながりを作り」はひらがなに直します。
議長 「マーシャル」について、恐らく、文献が日本語訳になっているときはカタカナで、原語でそのまま参考になっている時は、その表記にと特別しているのですね。
副議長 はい。
事務局 11ページの(2)②で、「社会参加を促進するNPOと電子環境の整備」とありますが、「電子環境」という言葉はあまり聞きなれないのですが。

- 副議長 では、「電子環境」という言葉を「ハードウェアやWi-Fi」に置き換えましょうか。
- 委員 「インターネット環境」とかではいかがでしょうか。
- 副議長 では、「インターネット環境」でいきたいと思います。
- 委員 10ページの下から8行目の「自然体験、社会体験、読書体験、生活体験」とありますが、12ページの真ん中あたりで「自然体験、社会体験、読書体験など」となっています。
- 副議長 では、12ページの「読書体験など」のところを「、生活体験」と直します。
- 委員 12ページの下の方で「学習都市」という言葉が、学校内でも話していたのですが、なんとなく冷たいという意見がありましたので、もう少し人間味のある言葉にならないかと思うのですが。
- 委員 「学習」というと、何か答えがあるものをそのまま吸収する感じがしますが、答えがないものもという人間味のある発想ということでしょうか。
- 副議長 人間味のある言葉の方がよいですね。
- 議長 では、また事務局の方でよい言葉がありましたら整理していただきたいと思いません。他にありますか。
- 事務局 委員より、2点ご意見をいただいております。1点目は、「8ページ1(3)の最後の行にある「教員」を「教職員」あるいは「学校関係者」のように、対象を広げてみてはいかがでしょうか。」というご意見をいただいております。
- 2点目は、「11ページ3(2)③4行目に、大切な視点として『自己肯定感』『多様性』が挙げられていますが、生涯教育の観点から、学びたいときに学べる『学校と社会の自由な行き来』を意味するようなワードがここにあればよいと思います」というご意見です。
- 副議長 「教員」や「職員」と分けてみてはどうでしょうか。「教員」というと学校に限られてしまいますが、「職員」というと役所の職員も入ってくると思います。
- 議長 2点目については、「基本計画」の中の言葉をそのまま引用しているのであれば、付け加えるのは難しいのではないのでしょうか。
- 副議長 委員の意見の中には、2つ含まれていて、1つは「学びたいときに学べる学校と社会の連携」、2つ目は「開放性」だと思います。ここは、少し宿題にさせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。
- では「第3章」ですが、こちらは私の方で作成いたしました。「第3章」は本日お配りしておりますので、簡単にご説明いたします。
- 第3章は、「地域課題解決につながる社会教育のあり方」です。まず、「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議」が「社会教育システムの論点の整理」を公表しています。その中で、昔からの社会教育の概念が大事であると書きながら、今では、地域課題の解決をする「住民が社会の構成員の一人として他者と関りながら互いの生活をどのように支え合うのかを学ぶ姿勢や過程を導くことが、今後の社会教育の中心的役割として位置付けられるべきである」と前段で言っています。そのため、地域課題解決学習が社会の要諦ということで、留意点としては「住民の自主性・自発性の尊重」「住民の主体的参画を促進する楽しい仕掛けづくりの必要性」などが書かれてあり、こうした観点にも触れながら、西宮市における地域課題解決学習の今後の方向性・あり方を「世代」をキーワードにして検討していきます。1が子供世代で、2が大学生世代、3が現役世代、4が高齢者世代として並べています。
- まず、子供世代というのは、東京大学の牧野篤先生の講演会の資料で、15歳までに地域活動を体験した子供が大人になったら地域活動に熱心に取り組むのだということが挙げられているので、「子供時代に地域活動に関わることは社会教育の発

展には重要である」ということを書きました。この世代の子供・青年たちをどのように地域活動に巻き込むことができるかということで、これまでの話の中からは、子ども会活動や自治会活動が盛んな地域や、多世代間の関りが濃密な地域では、子供・青年がお手伝いではなく自主的、主体的に関わることに留意しながらやっていただければよいと思います。

同じ西宮の中でも、人々の結びつきが脆弱な地域や、子供・青年が地域とほとんど関わることのない地域では、ポピュレーションアプローチを活用することが現実的であろうということで、コミュニティ・スクールをここで持ってきました。コミュニティ・スクールと市内の各公民館が連携して子供たちを巻き込んでいくのが一番現実的だということを書きました。細かく言えば、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、複数の学校で一つのコミュニティ・スクールをつくることも可能であり、西宮の場合は公民館が中学校区に一つなので、小・中で一つのコミュニティ・スクール、小学校は複数になるかと思います。それを一つの地域にするという工夫もあると書きました。

大学生世代については、まず西宮には大学が多いということ、またこの特徴を生かすことを重視し、今年度の大岡先生の研修会の内容でも、西宮では3万5千人もの学生が市内外から移動してくることと、近年では保証人の経済状況が必ずしも良好ではないため、アルバイトに時間を費やし、地域活動に参加できない実態もあるということです。そこで、「西宮市大学交流センター」と「西宮市大学交流協議会」をハブとして、各地域の課題解決に大学生の力が必要な時に地域の諸団体がこのハブに依頼をすれば、うまくつながるしくみができるのではないかと提案しています。

現役世代について、仕事をしているからなかなか関わりにくいということは当然ですが、西宮市内の調査結果を調べますと、「生涯学習で学んだことを自分自身のためだけではなく、他の人のためにどのようなことで生かしていますか」の問いには、「自治会や地域活動」よりも「家族や友人」と身近な人に役立てているようです。しようと思わない理由としては、「時間がない、場所がない」といった特定の条件さえ整えば、他者のために自分の学びの成果を生かそうとする回答の方が多くなっています。別の調査でも、同じような傾向が出ているので、時間的な制約に対する配慮や、どのような活動が求められているのかに関する正確な情報提供を受ければこの世代に属する人であっても地域貢献はしてもらえないのではないかと提案しています。参考になるのは、「プロボノ」という活動で、ボランティア活動とは異なり、過度な負担なく地域に関わることが可能となりますが、マッチング機能が必要です。

高齢者世代は、職域から解放されたという面もあり、地域活動に積極的に関わり、社会教育の振興を支えているとしています。また、「宮水学園」や「公民館推進員講座」のような主体的な学びもあります。ただ、こうした活動の多くが地域課題解決を目的とした取組みになっているわけではなく、あえて言えば、教育連携協議会では地域課題解決の中で、子供の育ちに関するものが意識されています。

積極的に講座等に参加するし身につけた知識などを市域にわたる課題である広域課題と、自分たちが居住するレベルで生じている課題である狭域課題の解決に活用しようとする意欲を導いていけるしくみづくりが必要です。また、高齢者は長年にわたって市全体の居住地域の変化を体験しているので、広域課題や狭域課題にも最も敏感であり、この世代の知恵は不可欠です。これまで情報が届かず地域活動に参加していなかった高齢者も加わることのできる工夫が必要だと書きました。

世代間がバラバラではいけないので、学びのサイクルを担う役割を特定の世代に押し付けることは合理的ではありませんし、あらゆる世代にその責任があるとしています。そして、人間関係がうまくいっていないことや、疎遠になっているということが日本全体の大きな課題だということであり、その解決の糸口が「世代間のつ

ながり」であるとしています。

方策としては、コミュニティ・スクールと公民館の連携だとしています。子供世代は主にコミュニティ・スクールが働きかけて、それ以外の世代は公民館が働きかけ、地域で生じている地域課題の解決に向けて連帯できるような場や機会をコーディネートするしくみが必要であるということです。

- 「第3章」について、ご意見などがございましたらお願いします。
- 副議長 14ページの最初の行で、「知見だと思われます」は個人の意見になるので、「知見です」にした方がよいと思います。また、「彼らは」の表現を「子供たちは」にするとよいと思います。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員 17ページの4の最後で、「リーダーシップを発揮していける条件整備も合わせて求められます」とありますが、民生委員のお話を聞くと、独居老人の方がとても心配であると聞きます。コミュニティ・スクールができれば、リーダーシップではなくてよいので、オープンスクールを多めにし必ず1回は学校に来てもらうなどしたらよいと思います。
- 議長 このリーダーシップは、他の世代を引っ張っていくという意味で書きました。
- 副議長 「社会参加できる条件整備」としてはどうでしょうか。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員 15ページの大学との関係ですが、仰っている通りだと思います。今、大学の教授の個人的なつながりで地域活動と一緒にやっています。その先生が異動されたら途切れてしまうとか、大学生が地域の人ではないので、地域課題解決となってきたときになかなかそこまで踏み込んでいません。何年も地域と関わってきた中で感じていることですので、そのあたりがもう少しうまく表現できればいいなと思います。
- 議長 ありがとうございます。少し考えてみます。
- 委員 「現役世代」が何をもって現役なのかというところが悩ましいです。
- 副議長 「成人世代」でよいのではないのでしょうか。
- 議長 では、成人にいたします。
- 委員 働いていない方もおられますし、子育てしていない方もおられますし、となると、何をもって現役なのかなと思いました。
- 事務局 議長が提案いただいている「大学交流センター」と「大学交流協議会」をハブと位置付けてとありますが、一度、北口図書館で社会教育委員会議をした際に、所管の大学連携課からは、そういう目的でやっていっているという説明がありました。ただ、それがあまり浸透していなく周知もしていないということを言っていましたので、担当課を見ると、やっているのにとと思われるかもしれません。
- 議長 「充実」というような表現がよいかもしれませんね。
- ご意見をありがとうございました。
- では、次に、「第4章」につきましては、本日は枠組みをお配りしておりますので、簡単にご説明をお願いいたします。
- 委員 「4章」では、今後、行政がどういう取組みと体制で行っていくのかというところについての提言になります。「3章」では、ライフステージごとにまとめていただいていますので、「4章」では、空間的にいろんな施設の役割をまとめたらよいかなと思っています。西宮市の博物館とは、どのようなものがありますか。
- 事務局 市立の登録博物館としては、西宮市立郷土資料館と分館名塩和紙学習館があります。私立の博物館では更に何館がございます。
- 委員 私立の博物館はどのくらいでしょうか。
- 事務局 登録博物館は、白鹿記念酒造博物館や堀江オルゴール館、大谷記念美術館がございます。博物館相当施設としまして、辰馬考古資料館、それから類似施設、これは法

- に基づくものではないのですが、黒川古文化研究所があります。
- 委員 また、施設一覧の資料がありましたらいただきたいです。
- 副議長 青少年育成センターや留守家庭育成センターは社会教育施設ではないのですか。
- 事務局 留守家庭育成センターは社会教育施設ではありません。学校の施設で預かるので、参考までに教育要覧に掲載しています。
- 副議長 昔は、社会教育の傘下に高齢者や男女共同参画やスポーツも入っていたのですが、それらはどう扱うのですか。
- 委員 博物館類似施設も博物館施設と合わせて議論するのがよいと思います。生涯学習施設という意味では、青少年施設やスポーツ施設も入ってくると思いますし、主な社会教育施設としては公民館や図書館などが挙げられますが、他の施設にも言及した方がよいと思います。
- 副議長 スポーツと自然体験学習施設は是非入れていただきたいですし、子育て総合センターや未来センターなども西宮市独特のものだと思います。
- 委員 答申のタイトルは何でしたでしょうか。
- 事務局 諮問のタイトルですが、「今後の生涯学習の推進と社会教育のあり方について」です。
- 委員 生涯学習推進体制について書くのであれば、あまり社会教育施設に重点を置かなくてもよいと思います。
- そういう意味では、1と2の順番を入れ替えたほうがよいのではと思います。先に、生涯学習推進体制のあり方について書いて、次に社会教育施設について書けばよいかと思ひます。
- 事務局 「第3章」の一番後ろで、コミュニティ・スクールと公民館の連携ということでまとめているのですが、コミュニティ・スクールは本日パンフレットをお配りしているように、スタートしています。公民館は従来から取り組んでおり、今後のあり方という意味では、地域の拠点となるように進めていきたいと思っております。
- 委員 生涯学習推進体制にポイントを置くのであれば、個別の施設がどうするかというより、その関係性をどうするかということの方が、諮問の内容からするとよいのかと思ひます。施設のことは入れるのであれば、学校のことも入れるべきだと思います。学校だけがということではなく、いろんな施設と連携する意味で書ければと思います。
- 議長 ありがとうございます。
- 「第4章」については、今後、原稿を作成いただきますが、今のところご質問やご意見等はございますか。
- 副議長 家庭教育については、どの程度触れていけばよいでしょうか。兵庫県では家庭教育の支援はできているのでしょうか。食育や家族の絆の重要性など、「地域づくり」「人づくり」といいながら、家庭の中の親子関係が分解している状況の中で、どのようにすすめていったらよいでしょうか。問題はないですか。
- 事務局 学校からも、問題はあるとお聞きしています。社会教育課で家庭教育支援も所管しており、本日お配りしております「ニュースレター」を通じて啓発をしております。今年度は、最後のページにあるように、「早寝早起き朝ごはんフォーラム」を初めて県と一緒に実施します。
- 大阪府は、家庭教育支援の親に対する養成講座などを熱心にされているようですが、兵庫県は手が付けられていないのではと思ひています。西宮市は「西宮市家庭教育振興市民会議」があり、「家庭教育5つの実践目標」の啓発などにも取り組んでいます。本当に深刻な家庭にまで踏み込むのが難しいと感じながらすすめています。
- 委員 学校では、赤ちゃんを連れのお母さんが何回か学校にも来られています。
- 委員 社会福祉協議会の中で、民生委員の方がやっておられます。
- 副議長 学校図書館でも、家庭に読書ニュースとか出しておられます。読書率は、中学・

高校と上がるにつれて下がっています。親が本を読む家庭と読まない家庭とで、どんどん差が出てきているようです。読まない家庭でも読書をする子が出てくるのは、地域や学校が図書館サービスを充実させているからだと思います。

委員 図書ボランティアなど、学校へ来て読み聞かせをするものもあります。

副議長 細かいことを言えば、学校や公共図書館が家庭を支える必要があると思います。地域の教育が崩壊しつつあるから、社会教育に力を入れているのと同じで、家庭教育が崩壊している分を貧困家庭であればあるほど支援することが重要だと思います。

議長 「第4章」では「家庭教育」のことについても入れていただいたらよろしいですね。

それでは、「第4章」については11月の会議に向けて、佐藤先生に原稿を作成いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長 「第3章」の「高齢化世代」のところで、「単独世帯」「子供世代」のところで「ひとり親」について触れていないですが、必要ではないでしょうか。

議長 「第3章」の題が、「地域課題解決につながる社会教育のあり方」なので、そうになると、世代ごとの課題を全部入れないといけなくなると思います。それぞれの世代がどのようにして地域課題解決に向かえるかということで一貫させています。

委員 「第2章」11ページ③の「社会的包摂」のところで書いていただくのがよいかと思います。いろんな制約条件がある中でも、参加できるような環境づくりの中で、一人世帯など、なかなか参加しにくい場面があるというところに入れると分かりやすいと思います。

委員 8ページの下部の行で、「単身世帯やひとり親が増加する」と課題が書かれてあるのを、17ページの「世代間のつながり」のところにも含めたらよいと思います。

議長 全国的な課題として、人と人とのつながりが離れつつあることが「地域課題」であると文科省には書かれてあります。ところが、防災マップをみんなで作るような地域の中で解決する課題も、「地域課題」ですので、敢えて「広域課題」と「狭域課題」というふうに書いています。

副議長 「第3章」では、高齢者の孤独化や、ひとり親の増加のように、各世代の中でどんな問題があるかについて、書いていただければと思います。

議長 では、考えて書いていきたいと思います。

委員 「成人世代」の中でも、「単身者」と言えば結婚されていない若者が、地域や社会と関わりが薄いことや、最近では中高年のひきこもりの問題も、地域との関係が孤立している要因でもあると思います。また、高齢者で配偶者が亡くなったりしたため単身世帯になった方も、地域とのつながりが薄いと思います。

議長 地域とのつながりが薄いという部分に関連する課題を少しずつ入れてみます。

委員 単身世帯はこの1年で、全国で1.5～1.6倍になっているようです。

委員 17ページの「世代間のつながり」のところで、世代間だけでなく、若い人同士、高齢者同士などの同世代のつながりも必要だと思います。

議長 ありがとうございます。

事務局 続いて、事務局より補足説明があるようですので、お願いいたします。

「生涯学習の理念に向けた活動」をご覧ください。「生涯学習」という言葉と「社会教育」という言葉が2つ出てきますので、その関係をできるだけ分かりやすくしたものです。今、答申の作成においてもいろんな取組みに関してご指摘をいただこうとしていますが、それを推進していく体制が西宮市においてはこういう形ですというものを大まかに示しています。生涯学習の理念は、教育基本法の第3条に「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。」と書かれてあります。社会教育というのは、社会教育法第2条の定義によりまして、「社会教育

とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」とあります。内側の四角の中の図ですが、実施主体が学校教育については学校がやりますし、社会教育は教育委員会がやることもありますし、市長事務局や民間の団体等が行うこともあります。議論の参考にさせていただければと思います。

今回、網羅的に挙げていただいている取組みをすすめていくためには、市としての生涯学習と社会教育の推進の体制を整えていかないといけないと考えております。

現在、文化・スポーツが市長事務局に移っております。生涯学習については、少し分立のような形で社会教育課と生涯学習推進課の両方でやろうとしているところもございますので、そのあたりが完全な形になっていないと考えております。この図にありますように、大まかには生涯学習の企画部門と事業部門があるので、これらをつつのまとまりとして捉えていきたいということです。生涯学習を主な仕事としている事業部門がございますが、それ以外にも市長事務局の施策推進をするうえで、どうしても教育が切り離せないような防災、環境、消費者教育、男女共同参画というような部門もございますので、社会教育の機能も合わせて横串を刺していくことが必要であると考えております。

生涯学習のまちづくり、シチズンシップを育成して、シチズンシップに基づく生涯学習のまちづくりをしていきたいという概念図になっております。生涯学習をまちづくりの推進につなげていければという思いで、今回の答申に通ずるところがあると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

副議長
事務局
事務局
「推進体制のイメージ」の図で、社会教育という言葉が消えているのでしょうか。まだイメージ図ですので、組織図ではありません。機能としては入っています。具体的な組織について最終的には、市には事務分掌条例というのがあり、局や課の職務を列記するような条例や規則があります。例えば課の名前がなくても、その中に社会教育に関することを明確に書くという場合はあります。教育委員会に社会教育課という名前が消えたとしても、当然ながらその部門に関することは残っていきます。恐らくそうなるかと思えます。

事務局
社会教育は、どんな形であっても続いていきます。

議長
続いて報告事項第1号の「西宮型コミュニティ・スクール」について、社会教育課長よりお願いします。

事務局
4月当初に、「西宮教育推進の方向」で新規施策として「西宮型コミュニティ・スクールを進めます。」と簡単にご説明させていただきました。今回の答申の14ページのところに、議長に取り上げていただいていますように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」というのが平成29年4月に改正され、コミュニティ・スクールに取り組むことが努力義務になりました。西宮の場合は教育連携協議会という類似した取組みをずっとしてきておりますので、それを生かした形で新たにコミュニティ・スクールに移行し、発展的に取り組んでいきたいと思進めております。今年度は、まずは学校の先生方に理解していただくことが主になっており、9月議会でも説明し、青少年愛護協議会の会長研修会でもご説明しました。これから保護者や地域の方に具体的に説明していく予定です。裏面にQ&Aもありますので、お読みいただきご理解いただきたいと思います。

リーフレットの2ページをご覧ください。今まで、教育連携協議会で取り組んできたことと、学校評議員制度を合わせて今後、「西宮型コミュニティ・スクール」とします。法律で定められた「学校運営協議会」という部分と、これまでも取り組んできております教育連携事業も、一体的に行うことを「西宮型コミュニティ・スクール」として「地域とともにある学校づくり」を進めていきたいと思っております。2ページの下部のところに、しくみを書いてありますが、ここに「公民館」を

加える必要があると思います。

法律で定められた「学校運営協議会」は、学校の運営についていろいろと意見を出し合ったり学校評価に取り組んだりということがメインになりますが、右側の「地域学校協働活動」という活動も、「学校運営協議会」と一体となって取り組むことになります。西宮の特徴としましては、「地域学校協働活動推進員」という学校と地域をつなぐコーディネータを新たに配置しようと考えております。これまではボランティアの調整などは教頭先生が主に地域の窓口となっていましたが、地域のことも学校のことも理解し、地域の橋渡しをしていただけるような推進員をこれから育成していくことで、学校の働き方改革の一助にもなればと思います。

何よりも大事にしたいのは、会議から熟議へ発展してほしいということです。これまでも会議には参加していますが、学校からの報告で終わってしまい、しっかりした熟議まで至っていないというところが多いと考えております。コミュニティ・スクールになりましたら各協議会の委員へは委員報酬もお支払いし、立場も非常勤の特別職の地方公務員となりますので、責任ある立場で当事者となって学校運営に参画していただくということを目指したいと思います。

5ページでは、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けてコミュニティ・スクールがどう関わっていくかという図を文科省の引用ですが付けております。

6ページには「地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える」ということで学校・家庭・地域が子供を中心にそれぞれが連携し、これまで以上に互いの役割を認識し合ってwin-winの関係が構築できるような形で熟議をとおして、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりに取り組んでいけるように、事務局も支援していきたいと考えております。

今後の導入計画ですが、もう一枚の資料が、令和2年度から取り組む学校が11校決定しております。西宮浜は来年度から義務教育学校になりますので、小中合わせて1校、その他小学校7校、中学校3校、全部で11校にコミュニティ・スクールをパイロット校としてすすめていきます。コミュニティ・スクールは学校の数だけいろんな形があると思いますが、次年度取り組むパイロット校については、それぞれ特色を持たせた取組みを行っていただきたいと考えております。そして今後、地域に合った取組みを進めていこうと思っております。それに、「地域学校協働活動推進員」がコーディネータとなり、地域間をネットワークでつないでいてもらえるように、推進員の育成についても次年度は重点的に取り組んでいきたいと考えております。以降ですが、令和3、4、5年にかけて、市内全部の小中、特別支援学校、高等学校でコミュニティ・スクールにしていけるよう、段階的に導入していくことを考えております。取組みにつきましては会議の場でも報告していきます。

議長
委員

ありがとうございました。何かご質問などはございますか。

事務局

「西宮型」は、会議自体は法律上の範囲でやって、連携の部分では「地域学校協働本部」でやるのか、会議自体を仕分けるのですか。学校によっては部会ということで大きな協議会の下に小さな部会をつくり、そこで話し合われるところもあるようですが、社会教育法でいう「地域学校協働本部」という機能と「学校運営協議会」と一体的な組織として西宮としてはやっいていこうと考えております。

副議長
事務局

西宮型の特徴は何ですか。

国の示している絵では、「地域学校協働本部」という地域主体の本部と、「学校運営協議会」という学校の中にある協議会で、別々でそれが両輪で一体的にすすめましようということが示されていますが、西宮の場合は、「教育連携協議会」の取組みがこれまであり、一体的にやっていたので、今後もバラバラにするのではなく、一体としてやっいていこうと思っているところが特徴です。他の市で、敢えて「～型」と付けて、職員の任用に関する意見は省いているところもありますが、西宮市は法律に書いてあるとおりの機能は生かそうと思っております。

- 議長 ありがとうございます。
- 事務局 では、続いて報告事項第2号の「第61回（2019年度）全国社会教育研究大会兵庫大会」について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 10月24日の「全体会」には、委員5名、その後の「情報交換会」には2名が出席予定です。また、25日の「分科会」では、4名がご出席予定です。事務局もそれぞれに出席を予定しております。
- ご出席の方には、会場の配置図などをお配りしております。
- お忙しい中ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。
- 本日は、全国大会の冊子に掲載される協賛広告の原稿を、参考までにお配りしておりますのでご覧ください。
- また、「令和元年度全国社会教育委員連合表彰」に、伊藤議長の受賞が決定いたしました。これは、兵庫県社会教育委員協議会表彰を受賞されていることや、県の役員の活動歴があることなどにより、表彰されるものです。
- 議長は、宝塚市社会教育委員を10年務められ、本市社会教育委員の議長としても約6年務めていただいたほか、阪神南地区や兵庫県の役員としても活動していただきました。
- 表彰式は、10月24日の全国大会の開会式で行われます。
- おめでとうございます。
- 議長 ありがとうございます。
- 他に報告事項はございますか。
- 事務局 「第56回西宮市人権同和教育研究集会」の開催についてご案内いたします。
- 日時等については記載のとおりです。今年度は上甲子園中学校で行われます。
- 教育委員会と西宮市人権同和教育協議会の共催で、就学前教育、学校教育、特別部会などの分科会に分かれて報告してもらって検討するものです。報告校は、記載の学校園やPTAです。企業関係と男女共生関係については講演会形式になります。LGBTの関係や障害者、平和関係の展示などがあります。年間1,300人くらいの参加があります。
- 事務局 文部科学省から、本年3月に「『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた研修の充実等について」という通知の中で、「地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る」という文言がありました。その後、8月に「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」という通知がありましたので、お配りしております。
- 社会教育委員の皆さまは、地域の活動で子供たちや保護者に関わる人が多いことと思います。日頃からのつながりや気づき・声掛けが必要ですが、虐待かもと思われたら、ためらわず最寄りの連絡先へご連絡をしていただきたいと思います。最寄りの連絡先も明記しております。
- 議長 ありがとうございます。
- 他に、ご意見がないようでしたら、本日の議事は終了させていただきます。
- それでは、これもちまして社会教育委員会議事を終了させていただきます。

以 上